

## 消費生活



## 通信

令和5年3月  
vol.149

茨城県役場町民課

消費生活センター

☎27-1958 (直通)

※来所の際は事前にお電話頂けると確実です

この冬もたくさん雪が降りました

# 災害に便乗した 悪質な修理業者にご注意

自然災害が起きた後は、リフォーム・修理トラブルに関する相談が増えます。

## 【事例①】

自宅を訪問したリフォーム業者Aに「雪で屋根が傷んでいる」と言われ、親切そうな人だったので修理をお願いした。おおまかな費用は口頭で聞いたが、工事後に請求された金額は大幅に高く、納得できない。

## 【事例②】

自宅を訪問したリフォーム業者Bに「雨どいが壊れている。大雪で壊れたことにすれば保険を使って自己負担なく修理できる」と言われ、よくわからないので全てお任せした。おりた保険金でBに修理費用と手数料を払ったあと、保険会社から「申告内容にウソがあったことがわかった。保険金を返還するように」と通知が来た。Bに連絡がつかない。

- 複数の事業者から見積もりを取り、工事内容や費用について事前によく確認しましょう。
- どの事業者に頼めばいいかわからない時は、その業界の組合や協会に会員企業を紹介してもらおうとよいでしょう。
- 訪問販売で契約をする場合、契約書面(申込書面)を受け取ってから8日間は、無条件で契約を取り消すことができます。(クーリング・オフ)
- 8日を過ぎていても、取り消すことができる場合もありますので、あきらめず、まずは相談してください。
- ウソの理由で保険金請求すると、詐欺に該当する恐れがあります。保険を使って直せるかどうかは、自分で直接保険会社に問い合わせましょう。



見守り新鮮情報より

## 【損害保険に関するご相談先】

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター ☎0570-022808

## 相談受付状況

受付月	件数	主な商品・サービス
11月	10件	電気、自動車、美容液(定期購入)、アナログ回線、医療
12月	8件	多重債務、電気、求人広告、クレジットカード
1月	11件	ギフト券、婦人服、乳液、電気、架空請求、アンテナ修理

